

2025年度

自主規制レポート



第 1 部

日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要

1 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、監査業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士等の登録に関する事務を行うことを目的としています。また、日本における唯一の公認会計士の団体であり、公認会計士法により設立されています。

会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。また、準会員は、公認会計士試験合格者等で構成されています。

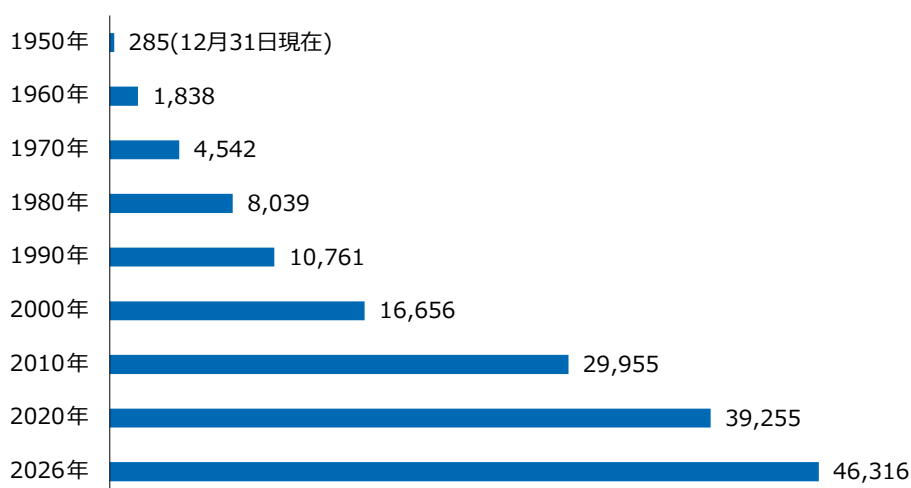
【日本公認会計士協会の役割】

- 公認会計士及び監査法人の品位を保持
- 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
- 公認会計士の登録に関する事務
- 上場会社等監査人の登録に関する事務

2026年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士37,716名、監査法人300事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等8,300名で、準会員を含む会員数は46,316名です。

【会員数の推移(各年3月31日現在)】

(単位:人)

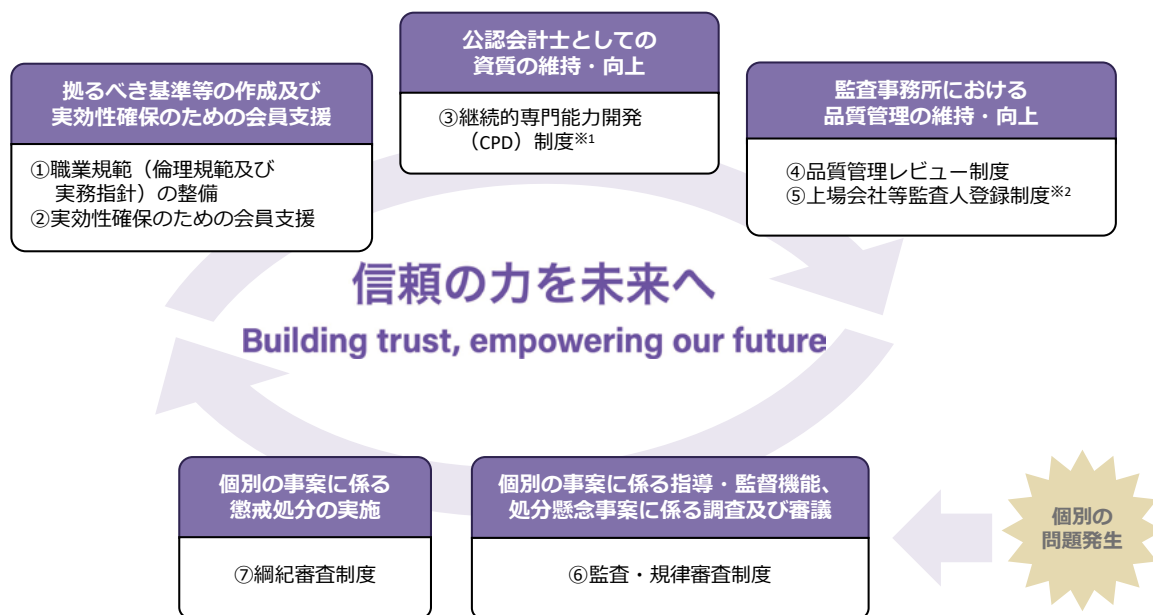


2

自主規制の取組(業務の質的水準の維持・向上に向けた取組)

日本公認会計士協会は、自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、次の図のとおり、様々な取組を行っています。

【日本公認会計士協会の自主規制の取組】



※1 公認会計士は、公認会計士法第28条により研修を受けることが法定義務化されている。

※2 上場会社等監査人の登録は、公認会計士法第34条の34の2により法定義務化されている。

当協会では公認会計士の品位保持・能力向上に取り組んでいます(図①～③)。また、監査事務所における品質管理の維持・向上を目的とした品質管理レビュー制度(図④)及び上場会社等監査人登録制度(図⑤)を運用することで、公認会計士の中核業務である監査業務の信頼性向上を図っています。

一方、個別の問題が発生した際には監査・規律審査制度(図⑥)において会員の監査実施状況や監査意見の妥当性並びに倫理に関わる事項について調査及び審査しています。この結果、必要と認められた場合には綱紀審査制度(図⑦)において会員の綱紀を保持粛正するため懲戒処分を行っています。

各制度の中で取り扱った事案について、必要に応じケーススタディとして生かしていくことで、全体として公認会計士業務の質の維持・向上につなげています。

【コラム】公認会計士の品位保持・能力向上のための自主規制

自主規制の取組を進める前提として、公認会計士一人一人が高い職業倫理を持ち、職業的専門家としての資質の維持・向上や環境変化に適応できる状態にあることが求められます。当協会は公認会計士の品位保持・能力向上のための取組を行っています。

① 職業規範の整備

会員が、公認会計士として、その社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、その職責を果たすために遵守する職業倫理に関する規範や、公認会計士業務を実施するに当たって遵守すべき実務指針やその他実務の参考に資する資料等の整備を行っています。これらの活動を行うために各種委員会を設置して対応を図っています。

② 実効性確保のための会員支援

中小監査事務所連絡協議会や公会計協議会といった属性別の各種協議会を設け、業務に関連する資料や情報を提供する等の支援を行っています。

③ 継続的専門能力開発(Continuing Professional Development=CPD)制度

公認会計士には研修の履修が義務付けられています。研修の義務は、元々当協会の自主規制で導入されていますが、現在は、法令によっても規定されています。

専門家にふさわしい能力と資質の維持・向上を図り、さらに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的、かつ、能動的に能力開発を行うためのサポートを行っています。

※上記の記載内容の詳細は、当協会ウェブサイトをご確認ください。

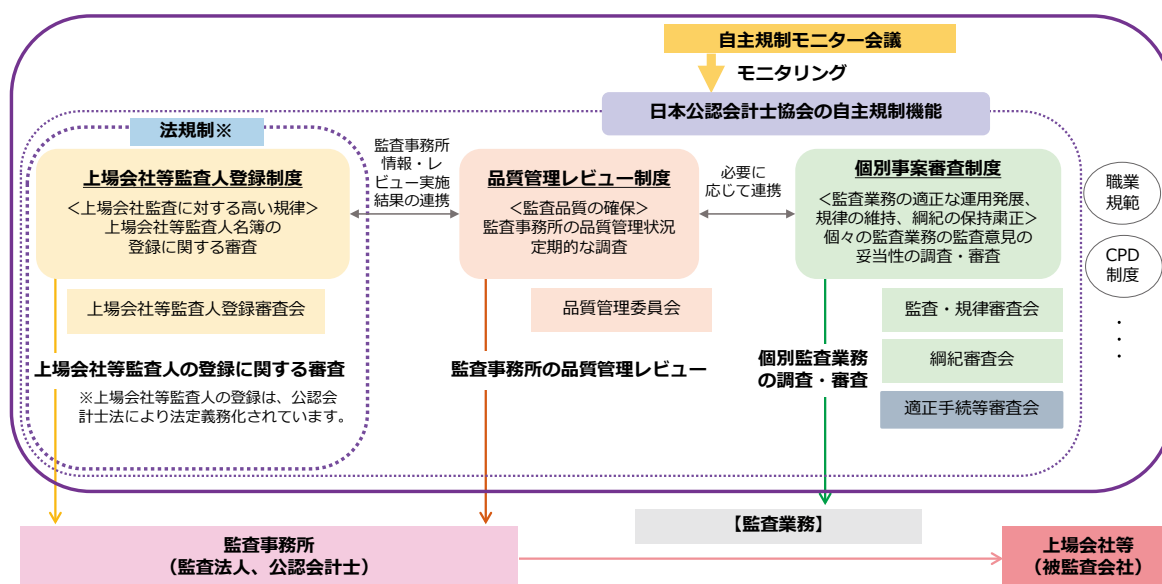
URL : <https://jicpa.or.jp/>

3 自主規制の取組(指導・連絡・監督)

当協会は、「品質管理レビュー制度」、「上場会社等監査人登録制度」、「個別事案審査制度(監査・規律審査制度及び綱紀審査制度の総称をいう。以下同じ。)」の3制度の運用を通じて会員への直接的な指導・監督の機能を発揮しています。

また、これらの取組の透明性向上を図り、実効性を担保するため、その運用状況等について、独立した組織である自主規制モニター会議によるモニタリングを受ける体制を整備しています。

【監査業務に係る自主規制の全体像】



品質管理レビュー制度

「品質管理レビュー制度」は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査業務に対する社会的信頼を確保することを目的とし、監査事務所における監査の品質管理システムの整備及び運用の状況について確認する制度です。

詳細については「第2部Ⅰ 品質管理レビュー制度」(P.17)をご参照ください。

上場会社等監査人登録制度

上場会社等の財務書類の監査証明業務を行う監査事務所に対して、当該監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備を求め、その整備の状況を調査し、上場会社等監査人名簿への登録／登録抹消を行う制度です。

詳細については「第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度」(P.59)をご参照ください。

個別事案審査制度

公認会計士業務等に係る個別の問題や懸念事案が発生した場合に、当該問題等に対する調査、審査を行う「監査・規律審査制度」及び必要に応じてその処分内容を決定する「綱紀審査制度」によって構成しています。

詳細については「第2部Ⅲ個別事案審査制度」(P.71)をご参照ください。

自主規制のモニタリング

自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、外部有識者を中心とするモニタリング機関(自主規制モニター会議)を置き、当協会の自主規制活動について、資本市場や社会的影響といった大局的な視野からモニタリングを受ける仕組みを設けています。

詳細については「第3部自主規制のモニタリング」(P.99)をご参照ください。

当協会は、自主規制機能の基盤強化の観点から、上記各制度の効果的な連携の推進や、当協会自主規制としてのモニタリング機能の拡充を推進しています。

■ 品質管理レビュー制度と上場会社等監査人登録制度の関係

当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所が、当該監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているかを確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。全ての監査事務所は、品質を適切に確保した上で監査業務を実施するための前提として、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりません。上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、“より高い規律付け”を果たした業務管理体制の整備が求められます。適格性の確認は、品質管理レビュー制度が前提となっており、品質管理レビューを通じて得られる情報を踏まえ、登録の審査が行われます。また、上場会社等監査人名簿に登録された後も、当協会は、品質管理レビューを通じて、各監査事務所の取組状況を継続的に確認しています。このように、品質管理レビュー制度と上場会社等監査人登録制度の両輪の機能によって、当協会は、上場会社等の監査を行う監査事務所の監査品質の維持・向上に貢献しています。

■ 品質管理レビュー制度と個別事案審査制度の連携

自主規制の機能を有機的に果たすため、ともに監査業務の品質向上に努める各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施することとしています。

■ モニタリング機能

当協会は、法定の監査業務等を実施している会員からその実施状況について、監査概要書の写しや監査実施報告書の提出を受ける形で定期的に報告を受けています。また、必要と認めた

場合には適宜会員から業務の状況について報告を受けています。これらを含め、収集している会員に関する情報の横断的・俯瞰的な利活用のため一元的な集約・分析を図っています。

■ 監査・倫理ホットライン

監査・倫理ホットラインを開設し、会員及び一般の方から公認会計士及び監査法人の行う業務に係る情報を受け付けています。

提供いただいた情報は、公認会計士業務の改善進歩を図るために必要と判断した範囲内において、会員の指導・監督などに活用しています。

なお、直近3年間の主な情報提供内容区分については、「第4部 自主規制レポート資料編」をご参照ください。

【監査・倫理ホットライン】

URL : <https://jicpa.or.jp/inquiry/hotline.html>

4 その他の自主規制に関する取組

2025年の新規上場会社等における会計不祥事の発覚を受け、当協会は、2025年8月8日付でプレスリリースを行い、当該会計不祥事は資本市場の信頼性の観点から誠に遺憾な事態であることを表明するとともに、当該企業の監査に関与した会員に対して監査実施状況の調査を開始したことを会則第66条に基づき公表しています。

当該会計不祥事の発覚は、日本取引所グループにおける上場審査機能の質的向上の取組や、日本証券業協会における引受ガイドラインの策定など、各IPO関係者が連携して対応を図る契機となっております。

当協会では、2026年1月26日に、当該会員の監査実施状況に対する監査・規律審査会の調査及び審査が修了し、今後、綱紀審査会において審査を行うこととした旨をプレスリリースするとともに、「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」を公表し、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、自主規制機関として、上場会社等の監査の信頼性向上に向けた施策に取り組むことを示しています。

取組の一環として、同日、会員向けの監査上の留意事項である「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について(通知)」を公表し、会員に対して、監査業務の全過程を通じて職業的懐疑心を保持し、適切な監査を実施するよう要請するとともに、後日、会員向けの研修を実施しています。

また、上場会社等監査人が業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として、人的体制に関する要件の上げを検討・提案するプロジェクトチームを設置しています。

さらに、取引所等からのヒアリングに対応するための監査契約書上における対応を周知するため、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正と併せて、「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて」を公表しています。

このほか、日本取引所グループ(東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)が主催するIPO連携会議(2025年10月以降当協会がオブザーバー参加)での、新規上場会社等における会計不祥事に係る再発防止策の検討に参画し、2026年3月27日に日本取引所グループ(東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)、日本公認会計士協会、日本証券業協会の3団体の連名で「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO関係者の対応について」を公表しています。

このように、当協会は、新規上場会社等の会計不祥事を真摯に受け止め、社会からの監査に対する信頼性を維持・向上させるため、公認会計士の自主規制団体として、自主規制機能を発揮すべく、積極的な対応を行いました。当協会では、自主規制による指導・監督及び中小監査法人支援の両輪を通じて、中小監査法人の監査品質の更なる向上に向けた対応を今後も積極的に対応していくこととしています。

【コラム】有識者とのコミュニケーション及び関係機関との連携

当協会は公認会計士で組織する唯一の自主規制機関として、公認会計士の職業倫理の保持、公認会計士の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行うことで円滑な経済活動を支えています。当協会の活動については監査・保証基準委員会有識者懇談会、倫理委員会有識者懇談会等、自主規制のみならず多くの活動に外部の有識者からのご意見をいただいています。

また、資本市場を取り巻く関係機関(金融庁や公認会計士・監査審査会、日本監査役協会、証券取引所等)を含め、公認会計士に密接なかかわりを持つ多くの関係機関・団体があり、自主規制部門のみならず、当協会各部門で各種の意見交換を図っております。こうしたステークホルダーとの適宜のコミュニケーションを通じて、当協会の取組の実効性を高め、活動に対する理解を深めています。